

仙台市水道局規程第十五号

仙台市水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年九月十五日

仙台市水道事業管理者 梅 内 淳

仙台市水道局会計規程の一部を改正する規程

仙台市水道局会計規程（昭和四十三年仙台市水道局規程第五号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
（公金の徴収等の事務の委託） 第四十三条 業務に係る公金の徴収又は収納に関する事務（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第二項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるものであって、その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないものとして規則第五十三条の二において準用する地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）<u>第十二条の二の二十各号</u>に掲げるもの以外のものの徴収又は収納に関する事務に限る。以下同じ。）を指定公金事務取扱者に委託するときは、当該委託は、委託契約書を作成して行うものとし、当該委託契約書には委託する事務、委託期間、委託金額、公金の取扱方法、出納取扱金融機関等への払込期日、検査その他の委託に必要な事項を記載しなければならない。 [2 ・ 3 略]	（公金の徴収等の事務の委託） 第四十三条 業務に係る公金の徴収又は収納に関する事務（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第三十三条の二において準用する地方自治法第二百四十三条の二第二項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるものであって、その性質上その収納に関する事務を委託することが適当でないものとして規則第五十三条の二において準用する地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）<u>第十二条の二の二十第一項各号</u>に掲げるもの以外のものの徴収又は収納に関する事務に限る。以下同じ。）を指定公金事務取扱者に委託するときは、当該委託は、委託契約書を作成して行うものとし、当該委託契約書には委託する事務、委託期間、委託金額、公金の取扱方法、出納取扱金融機関等への払込期日、検査その他の委託に必要な事項を記載しなければならない。 [2 ・ 3 略]

附 則

この規程は、令和八年九月二十四日から施行する。

（水道局総務部財務課）